

1 貴重・希少な野生生物の保護

1-1 天然記念物指定による野生生物の保護

天然記念物に指定された野生生物を保護するため、開発等により影響を受けることが予想される場合は、必要に応じて専門家の指導により調査、影響を最小限にするように保護策の検討、開発計画変更等について指示を行っています。

天然記念物として指定されたからと安心するのではなく、地域の財産として人々に愛され親しまれ、皆の手で保護が図られるようにしていくことが重要です。

1-2 希少な野生生物の保護

希少な野生生物及びその生育・生息環境を保全するため、文化財保護法に基づく天然記念物の指定、三重県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の指定とその適正な管理を行っています。

また、三重自然誌の会により「自然のレッドデータブック・三重」が公表され、各種開発事業にあたっての希少野生生物の保護に活用されています。

1-3 鳥獣の保護・管理

わが国に生息する哺乳類(一部を除く)、鳥類については、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」によって保護の対象とされており、狩猟ができる種は47種類に限定されています。狩猟については、さらに期間、場所、資格等の制限が定められており、これらの捕獲規制によって鳥獣の保護を図っています。また、鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護区等保護施設を計画的に設定するとともに、鳥獣の人工増殖、有害鳥獣の駆除、鳥獣保護思想の普及等により鳥獣の保護を図っています。

平成12(2000)年度には、第8次鳥獣保護事業計画(平成9～13年度)に基づき、鳥獣保護区等を設定したほか、野生生物保護モデル校の育成、傷病鳥獣の保護、キジ・ヤマドリ放鳥、野生生物保護啓発ポスターコンクール等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発を図りました。また、県内57地区に鳥獣保護員を配置し、狩猟取締りの指導等を行いました。

表2-2-1 鳥獣保護区等保護施設の設定状況

区分	鳥獣保護区	特別保護区	休猟区	銃猟禁止区域	猟区
箇所数(箇所)	95	10	26	78	1
面積(ha)	79,832	1,297	16,001	52,443	2,810

表2-2-2 鳥獣保護事業実施状況

区分	概要
保護区等の設定	保護区、休猟区、銃猟禁止区域等の設定及び管理
野生生物保護モデル校の育成	野生生物保護モデル校の指定及びモデル校の活動支援
キジ・ヤマドリ放鳥	鳥獣保護区等へのキジ・ヤマドリ放鳥
ポスター募集	小・中学校、高校生を対象にポスター募集
傷病鳥獣の保護	傷病鳥獣ドクター、鳥獣ボランティアの指定及び傷病鳥獣の救護

1-4 野生生物の生息状況等の把握

県内の自然環境の現状及び野生生物の生息・生育分布状況を把握するため、平成12(2000)年度には、自然環境保全法に基づき国土の自然環境の現状調査を実施しました。

また、野生生物保護の基礎的資料とするため、県内の野生生物の生育・生息状況を調査する野生生物生息実態調査を実施しました。

2 生態系の多様性の確保

2-1 主要な生態系・自然生息地の保護

●開発行為等の指導

宅地開発は、バブル経済の崩壊等の影響もあって、平成4(1992)年度に件数、面積とも大幅な落ち込みをみせ、その後も低迷しています。

宅地開発及びゴルフ場開発等の各種開発行為については都市計画法、三重県宅地開発事業等の基準に関する条例及びゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱に基づき、都市の健全な発展に資するため秩序ある整備と乱開発の防止に努め、生活環境の適正化を図るよう指導しています。

2-2 移入種による影響対策の推進

三重県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、危険な動物(特定動物)による県民への危害の発生を防止するとともに、動物取扱業者や一般飼養者に対し、動物愛護精神の高揚と適正飼養、終生飼養の普及啓発を行いました。特定動物の飼養状況は、表2-2-3のとおりとなっています。

表2-2-3 特定動物の飼養状況
(平成13年3月末現在)

類	目	科	特定動物の区分	飼育頭数
哺乳類	食肉目	ネコ科	ライオン・トラ・ヒョウ・ピューマ・ジャガー	10
		クマ科	ツキノワグマ・ヒグマ	15
	長鼻科	ゾウ科	アフリカゾウ	1
	霊長目	オランウータン科	チンパンジー	1
		オナガザル科	ブラックザモンキー・マントヒヒ・モナモンキー・サバンナモンキー・アカゲザル	5
は虫類	有鱗目	ボア科	ボールニシキヘビ インドニシキヘビ	3